

「地方独立行政法人加古川市民病院機構 第 4 期中期目標」の策定について

地方独立行政法人法第 25 条に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間において、地方独立行政法人加古川市民病院機構が達成すべき業務運営に関する目標として第 3 期中期目標を定めています。

第 3 期中期目標の期間が今年度末をもって終了することから、次期中期目標として、「地方独立行政法人加古川市民病院機構 第 4 期中期目標」（以下「中期目標」という。）を下記のとおり策定する予定です。

記

1 中期目標の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 中期目標に記載する主な項目

- (1)住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (2)業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (3)財務内容の改善に関する事項
- (4)その他業務運営に関する重要事項

3 スケジュール

令和 7 年 8 月 12 日	令和 7 年度第 2 回地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（中期目標(案)事務局説明）
8 月 26 日	令和 7 年度第 3 回地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（中期目標(案)の意見聴取）
9 月 2 日～10 月 1 日	パブリックコメント実施
10 月下旬	第 4 回地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会（パブリックコメントの結果報告、中期目標最終案の意見聴取）
12 月	市議会上程、中期目標策定

◎参 考

地 方 独 立 行 政 法 人 法 抜 す い

(中期目標)

第 25 条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

中期目標・中期計画・年度計画の関係

